

## 1. 検討経緯

幾春別川総合開発事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から北海道開発局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

北海道開発局では、検証要領細目に基づき、幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 20 日に公開で開催し、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1.2-2に示すとおり計 4 回の検討の場を開催し、幾春別川総合開発事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の 3 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「本報告書（素案）」という。）を作成し、平成 24 年 11 月 16 日に学識経験を有する者から意見聴取を行った。また、平成 24 年 11 月 16 日に関係住民から意見聴取を行うとともに、平成 24 年 10 月 26 日から 11 月 26 日までの間に電子メール等を活用した意見募集を行った。

これらを踏まえ、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者に対する意見聴取を行い、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「本報告書（原案）」という。）として取りまとめた。

「本報告書（原案）」について、平成 24 年 12 月 20 日に開催された北海道開発局事業審議委員会（以下「事業審議委員会」という。）に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定した。

なお、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討フローを図 1.1-1に示す。

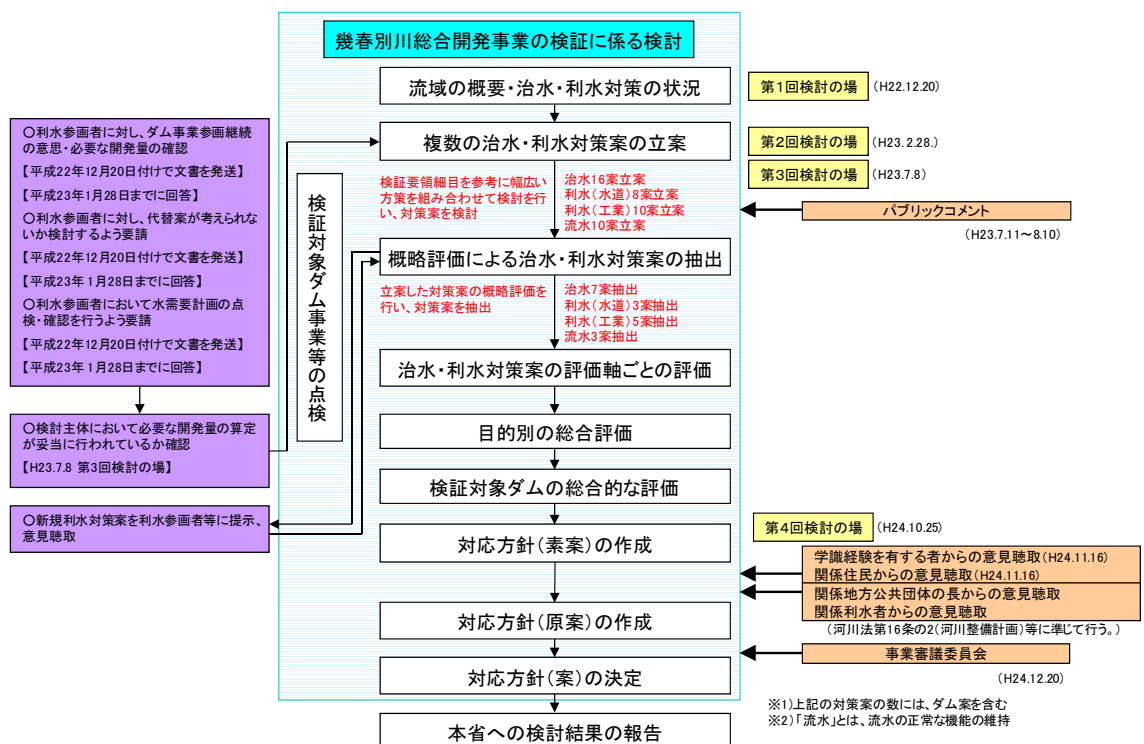


図 1.1-1 幾春別川総合開発事業の検証に係る検討フロー

### 1.1 検証に係る検討手順

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討（以下「幾春別川総合開発事業検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

次に、幾春別川総合開発事業検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、評価軸ごとの評価、利水等の観点からの検討及び目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

#### 1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

##### 複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出

複数の治水対策案は、石狩川水系<sup>いしかりがわ</sup>幾春別川河川整備計画及び石狩川水系石狩川(下流)河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、幾春別川総合開発事業を含む案として、その他に幾春別川総合開発事業を含まない方法による治水対策案を立案し、概略評価による治水対策案の抽出を行った（その結果等は 4.2.1～4.2.4 に示すとおりである）。

##### 評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 7 案の治水対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は 4.2.5 及び 4.5.1 に示すとおりである）。

### 1.1.2 新規利水

治水（洪水調節）と同様に検証要領細目第 4 に基づき、新規利水の観点から検討を行った。

#### **利水参画者に対する確認・要請**

利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思及び必要な開発水量の確認、利水参画者において水需給計画の点検・確認及び利水参画者に対し代替案が考えられないか検討するよう平成 22 年 12 月 20 日付公文書にて要請し、利水参画者から回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した（その結果等は 4.3.1 及び 4.3.2 に示すとおりである）。

#### **複数の新規利水対策案の立案、概略評価**

流域における適用性が高い新規利水対策案を抽出した（その結果等は 4.3.3 に示すとおりである）。

#### **利水参画者等への意見聴取等**

概略評価した 8 案の新規利水対策案(水道用水)及び 10 案の新規利水対策案(工業用水)について、利水参画者等への意見聴取を行い、利水参画者等から得た回答を踏まえて抽出する新規利水対策案を再整理した（その結果等は 4.3.3 に示すとおりである）。

#### **評価軸ごとの評価、目的別の総合評価**

概略評価により抽出した 3 案の新規利水対策案(水道用水)及び 5 案の新規利水対策案(工業用水)について、6 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は 4.3.4 及び 4.5.2 に示すとおりである）。

### 1.1.3 流水の正常な機能の維持

新規利水と同様に検証要領細目第 4 に基づき、流水の正常な機能の維持の観点から検討を行った。

#### **複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価**

流水の正常な機能の維持の観点から、石狩川水系幾春別川河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、幾春別川流域における適用性が高い流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。

また、関係河川使用者等への意見聴取を踏まえて、抽出する流水の正常な機能の維持のための対策案を再整理した（その結果等は 4.4.1 に示すとおりである）。

#### **評価軸ごとの評価、目的別の総合評価**

概略評価により抽出した 3 案の対策案について、6 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は 4.4.2 及び 4.5.3 に示すとおりである）。

### 1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、幾春別川総合開発事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は 4.6 に示すとおりである。

### 1.1.5 費用対効果分析

幾春別川総合開発事業の費用対効果分析について、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル（案）（平成 17 年 4 月 国土交通省河川局）」に基づき、最新データを用いて検討を行った。また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行った。その結果、幾春別川総合開発事業の費用対効果(B/C)は 1.5 という結果を得ている。その詳細については 5. に示すとおりである。

## 1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

## 1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

幾春別川総合開発事業検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 20 日に設置し、平成 24 年 10 月 25 日までに検討の場を計 4 回開催した（その結果は 6.1 に示すとおりである）。

表 1.2-1 検討の場の構成

区分	検討の場
構成員	北海道知事
	<small>さつぽろ</small> 札幌市長
	<small>いわみざわ</small> 岩見沢市長
	<small>びばい</small> 美唄市長
	<small>えべつ</small> 江別市長
	<small>みかさ</small> 三笠市長
	<small>いしかり</small> 石狩市長
	<small>とうべつ</small> 当別町長
	<small>しんしのつ</small> 新篠津村長
検討主体	北海道開発局長

表 1.2-2 検討の場実施経緯

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・ 国土交通大臣から北海道開発局長に指示
12 月 20 日	検討の場を設立	・ 検証要領細目に基づき設立
12 月 20 日	第 1 回検討の場	・ 規約について ・ 今後の検討の進め方について ・ 流域の概要について
平成 23 年 2 月 28 日	第 2 回検討の場	・ 前回の検討の場の補足説明 ・ 複数の治水対策案の立案について ・ 新規利水の観点からの検討について ・ 流水の正常な機能の維持の観点からの検討について
7 月 8 日	第 3 回検討の場	・ ダム事業等の点検について（総事業費、工期、堆砂計画） ・ 複数の治水対策案の立案及び概略評価について ・ 複数の利水対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の立案及び概略評価について ・ パブリックコメントの実施について
平成 24 年 10 月 25 日	第 4 回検討の場	・ ダム事業等の点検について（雨量等データ点検） ・ パブリックコメントの結果について ・ パブリックコメント等を踏まえた治水対策案及び利水対策案の立案及び概略評価（案）について ・ 治水対策案及び利水対策案の評価軸ごとの評価（案）について ・ 幾春別川総合開発事業の目的別の総合評価（案）及び幾春別川総合開発事業の総合的な評価（案）について ・ 意見聴取の進め方について

### 1.2.2 パブリックコメント

平成23年7月11日から8月10日までの間で複数の対策案の立案及び概略評価に対してパブリックコメントを実施した。その結果等は6.2に示すとおりである。

### 1.2.3 意見聴取

「本報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。これらを踏まえ、「本報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施した。その結果は6.3に示すとおりである。

### 1.2.4 事業評価

幾春別川総合開発事業の対応方針（原案）について、事業審議委員会に対して意見聴取を行い、『審議の結果、「幾春別川総合開発事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断した。』との意見を頂いた。

### 1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場の開催、パブリックコメントの実施について、全て、事前に報道機関に記者発表するとともに、北海道開発局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めた。